

令和6年11月27日

鶴岡市

鶴岡市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和6年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

◎障害者雇用率

R6.6.1 現在	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者である職員の数 ※重度障がい者：2名換算 ※短時間勤務：0.5名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率2.8% ③ (②/①)	不足数 ④
市長部局	1,056.5 人	31.0 人	2.93%	0.0 人
教育委員会	327.0 人	10.0 人	3.06%	0.0 人
上下水道部	61.0 人	1.0 人	1.64%	0.0 人
荘内病院	447.5 人	10.0 人	2.23%	2.0 人

(注意)

- ④欄の「不足数」については、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。障害者雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 障害者の種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合・比較することにより特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公開とします。

◎障害者雇用推進者

総務部職員課長 五十嵐 一憲

教育委員会管理課長 清野 健

上下水道部総務課長 橘 潤一

荘内病院事務部総務課長 齋藤 匠

◎障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表している URL

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/shisei/shiyakusyo/jinji/syougaisyakatuyakusu.html>